

商事判例研究

九州大学産業法研究会

<https://doi.org/10.15017/16179>

出版情報：法政研究. 48 (2), pp.417-426, 1981-02-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

判例研究

商事判例研究

九州大学産業法研究会

取締役解任の訴 (商法二五七条三項) の被告は誰とすべきか。

東京高裁昭和五四・五・一六・民一七部判決 (昭和五三年
例二〇三五号・二〇三六号取締役解任請求控訴、株主総会
決議不存在確認請求控訴併合事件)

(判例時報九四六号一〇七頁)

〔事実の概要〕

被告会社Y¹は、資本金七五〇〇万円、発行済株式総数一五〇
万株の株式会社であるが、昭和四三年五月二四日の定時株主総
会において、株式譲渡制限規定を定款に付加する決議を行っ
た。同議案の決議に必要な商法三百四十八条に規定する、総株
主の過半数にして発行済株式総数の三分の二以上の計算の中に
は、訴外A¹とA⁷らの名義の株式合計三一〇〇〇株が含まれてい
たが、この株式は、Y¹の取締役でもある原告Xの先代の所有で
あったものが、その死亡後A¹とA⁷に名義書換されたものであ
って、前記総会時には、別訴で、遺産分割、所有権の帰属が争わ

れており、このことをY²は知悉していた。(結局、これら株式
は、昭和五三年頃までに原告Xの所有と確認され、確定した。)
更に、昭和五三年一月二〇日開催の取締役会において、代表
取締役Y²は、人事案件について審議が紛糾して、承認がなされ
なかったにもかかわらず、取締役会議事録には、承認ありと記
載して、実際は雇用関係が紛糾して不明なままに、二名を従業員
として使用しつづけていた。

原告Xは、Y¹会社の取締役であるが、六月前より発行済株式
総数の百分の三以上にあたる株式一七二、九二八株を有してい
た。そこでXは、右譲渡制限規定は決議要件を満たしていない
ので、変更定款規定を抹消すること、及びY²を取締役から解任
すること等を議題とする株主総会の招集を請求し、右総会は、
昭和五三年四月七日に開催されたが、議案の全部が否決され
た。

そこで、Xは、Y¹を被告として(訴状には、代表者Y²と記載
した)、商法二百五十七条三項に基く、取締役解任の訴えを提
起した。(同時に、前記定時総会決議不存在確認の訴えも併合
されている)

原審(新潟地裁高田支部昭和五三・七・二七日判決)は、原
告の訴えを不適法として却下した。その理由とするところは、
原告Xは、被告会社Y¹の取締役であり、かつ、被告会社は、資
本金一億円以下の株式会社であるところから、「株式会社の監
査等に関する商法の特例に関する法律」二四条の手続を踏まね

ばならず、これは、少数株主としての地位を有する取締役Xについて適用があると解されるからである、とするものであった。

そこでXは控訴した。

〔判旨〕

(一)「Xが現にY₁会社の取締役であり、またY₁会社がその資本の額が一億円以下の株式会社であることは本件弁論の全趣旨から明らかであり、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二四条にいう取締役が会社に対して提起する訴とは、取締役たる資格において提起する訴であるとしからざる訴であるとを問わず、およそ会社の取締役が当該会社を相手方とするすべての訴をいうものと解すべきであるから、本件両事件における各訴はいずれも同条にいう訴に該当するものというべきところ、右各訴提起当時未だY₁会社に同条による会社代表者が定められていなかった(このことは本件弁論の全趣旨から明らかである)のに、いずれもY₁会社の代表取締役YをYを代表すべき者として提起した右各訴はいずれもこの点に瑕疵のあるものである。

(二)「なお、……商法第二五七条による取締役解任の訴……は少数株主が不正行為等をなした取締役に対し、その資格を剥奪する効果をもつ裁判を求める形成の訴と解すべきところ、この訴訟の被告適格については、その裁判の効果を直接受ける紛争の一方当事者たる当該取締役、及び右裁判につき法律上直接の

利害関係を有する右取締役の属する会社のいずれにもこれを認めるのが相当である。そして、この両者のうちいずれか一方のみに対する裁判が当然他方に対しても効力を有するとする根拠に乏しく、また、この訴訟の目的は両者につき合一のみ確定すべき場合であるから、右訴訟は右両者を共同被告とすることを要するものと解するのが相当である。したがって、右事件につきY₁会社に対する関係において訴を却下すべき事由があるときは、右の訴は全て却下されるのが相当である。

(三)しかしながら、前記の瑕疵は民訴法第五八条、第五六条により特別代理人の選任を得る方法により補正することのできる欠陥であるから、同法五三條により期間を定めてその補正を命じ、Xにおいてこれに応じないときに初めて訴却下の判決をなすべきであり、この手続を経ることなく右瑕疵を理由として直ちに本件各訴を却下する旨の判決をすることは許されない。

(なお、本件弁論の全趣旨によると、右各訴の提起後の昭和五三年一〇月三日に、Y₂が、Y₁会社が代表すべきものとして選任されていることが認められるから、原審においてこれらの者を右訴につきY₁会社代表者とし改めて手続を進めれば足りる。)

〔評釈〕 判旨に反対する。

一、本判決は、商法二五七条三項に定める取締役解任の訴えの被告は、会社及び取締役であり、固有必要的に解決されなければならず、その際、少数株主たる原告が同時に取締役でもあるときは、いわゆる監査特例法二四條の適用があり、会社を代表

して訴訟を進行する者を別途選任する手続を経なければならぬ。としたものである。

特例法二四条の適用のある場合は、会社が被告である場合であるから、特例法二四条の要請する会社を代表する者の選任手続が必要かどうかは、取締役解任の訴えが、会社を被告としなければならぬものかどうかという点に依存して決定されるわけである。そこで、商法二五七条三項の取締役解任の訴えの被告選格者は誰かという点の考察からはじめたい。

二、商法二五七条三項に定める取締役解任の訴えについては、商法の文言が、被告として誰をつかまえてこの訴訟を進行させてゆべきかという点について（＝被告適格）、何も語っていないために、解釈上見解が分かれている（注(4)三）。本判決は、

この点について、被告は、会社及び取締役の両者であり、固有の必要的共同訴訟であるとしたものである（同判例、高松高判昭和二八・下九集八卷八四頁、東京地判昭和三二・八・一九・号一五五三頁（判時一三〇型二八頁）。しかも、本判決は、会社又は取締役を単独で被告とした場合には、その判決効は被告とならなかつた会社又は取締役には、少くとも論理的には及ばない、ということを前提としている点で、伝統的な固有の必要共同訴訟の類型とも異なる類型を認めた点に特色がある。伝統的固有の必要共同訴訟論は、被告相互又は原告相互間に、仮に共同訴訟人を除外した訴訟の進行を許せば、矛盾した内容の判決効が相互に及ぶこととなり、紛争が解決されない点を、論理的基礎としているからである（青山善充・裁判所判官三四頁の解説参照）。ただ、会社

及び取締役を共同被告とした場合、共同被告相互間にも、何らかの判決効（例えば、参加効又はそれ類似の効力）が及ぶことになるのかは、必ずしも明確ではない。訴訟の目的が合一にのみ確定されなければならない、と判旨している点からみて、拘束力を及ぼそうとする方向であるとは推測しうるが、共同訴訟の孤立的取扱を排して、どのような内容の拘束力を、被告側の勝訴・敗訴の結果や訴訟関与の程度との関係でどう構成しようとしているのか、本判決は不明確である。もっとも、当事者適格者は誰かということ原告に示せばよく、当初の訴えをやり直せざるという本案前の判断であるから、この点の言及は不要と裁判官は考えたのかもしれない。被告適格者の決定とその判決の効力（既判力に限られない広義の意味）との関係については、上述の二つの下級審判決も同様の考え方をとっている（高松判は、取締役を被告として起きた解任の訴えに対して、東京地判は共同被告説を明言して、共に実体的判断にはならず、訴えを却下している）。しかし、私は、後述するような前法律的要請としての紛争の解決という観点から、法人の内部紛争の実効ある解決という形で論じてゆくの明確で実質的利益衡量を踏まえた方法であると考ええる。この点に関し、「会社法上の訴ないしはもっと広く会社等団体関係における機関の地位をめぐる訴であるという、それ自体の実質、いわば実体法上の特異性をあまりにも無視した議論として、〔上述二つの下級審判決の結論・論旨は〕とりえない」、としながら、「取締役解任の訴は、実質的には、機関たる取締役に付き、その機関としての地位を奪うものであり、本来、

いわば組織法的性格を帯びるものであり、そのような特質の訴訟当事者への反映としては、被告は、実質的には、機関たる取締役であるが、形式的には会社を被告とすれば足りると解すべしきである(傍点筆者、鴻巣夫「取締役後任の訴え」会社と論ずる見解もあるが、この論理には決定的弱点があると思われる。なぜなら、組織法的性格というのは、いわば、種々の解釈の総合として導びかるべきものであるのに、組織法的性格それ自体を理由づけの最初にもつてくるのは、結論先どりの考え方で何も実質的なことをいったことにならぬからである。むしろ、法人の内部紛争の類型にみあう解決方法という視点から、被告適格及び判決効の範囲、内容を決定しなければならぬと考える。

三、最初に、学説を概観しておく。論理的には、①会社が被告であるという説、②取締役であるという説、③会社及び取締役の双方であるという説、④会社又は、取締役のどちらでもよいとする説、の四つの考え方がありうるが、④を主張する学説はみあたらない。

まず、①の会社被告説は(鈴木・竹内・金井法三〇三頁、前掲論文三八頁解任の訴えの当事者)、会社が株主総会の決議において当該取締役の解任を否決したことを少数株主が判決をとおして修正しようとするのが、解任の訴えの本質とみる。

次に、②の取締役被告説は(大岡・金井法三〇三頁、大岡・大森委員(一版)三二頁、中野他編「民事訴訟法」福永有利一七九頁注(七)、取締役適任決議の取消訟と関連して、谷口安平・ジユリスト五〇〇号「団体をめぐる紛争」当事者適格」三三三頁)、解任の訴えは、取締役の機関としての地位の剥奪を求める

ものであることを理由とする。

更に、③の会社と取締役を共同被告とする説は(北沢・新堂民訴二四七二頁、田中敏二・金井法三〇三頁、二判時三四七九頁)、解任の訴は、少数株主が会社と取締役との間に存する委任関係の解消を求めるものであるから、その委任関係の当事者である双方を共同被告としなければならぬと述べる。

以上は、結論からみた分類であるが、実体法学者と訴訟法学者とでは、結論は同じでも理由づけは異なっている点注意する必要がある。実体法学者は、結論はどうであれ、訴えの基礎にある対象たる訴訴物を実体的に構成することから、被告適格を導びくという思考をとるのに対し、訴訟法サイドでは、十分の訴訟追行を期待できる者を当事者としつつ、この訴訟から除外された者の裁判を受ける権利の保障という見地から思考するという、より柔軟な考え方をとっている。

更に考えてみると、実体法学者は、被告適格者を、少数株主たる原告と、実体的関係で結びつけ、その結びつきのゆえに、適格を有する者は、彼である。と帰結している。従って、ここでは、その原告と被告を結びつけている実体的関係が何かという点に、議論を集中せざるを得ない。つまり、原告及び被告間に、解決に値する紛争が存在すると考えられる以上は、彼らは、何らかの実体上の権利関係になければならないという考え方、即ち、逆にいえば、原告被告の間に、実体上の権利関係があればこそ、その法律関係が訴訟上投影される形で司法過程で

争われうるのであるとする考え方を基礎としているのではないかと考えられるのである。つまり、少数株主は、会社及び取締役の双方と、商法上直接的法律関係をたたないのに、解任の訴えにおいては、取締役の地位ひいては会社の意思表示たる決議の結果に干渉することが許されるのは、商法の与えた訴権の背後に、何か実体権を有するからだという発想に立っているのではないかと考えられるのである。つまり、①の会社被告説は、少数株主がそもそも有する不正決議(前二五七条三項)に対し反対する議決権を、公正な結論の出うる裁判所という総会議場で、行使するものであるとの考え方をとっているので、基礎たる実体権として議決権が考えられている点は、まちがいないのではないかと考えられる(このころ少数株主の監督是権の行使)。更に、②の取締役被告説は、取締役の地位を剥奪する形成の訴えが解任の訴えの本質だと述べているのであるが、この考え方の背後には、会社の有する解任権(前二五七条一項)の存在を、少数株主が会社に代って確定し行使するものであるとの思考があるのではないだろうか。ことさらに、会社を被告から排斥する論理から考えて、上述のように一種の代表訴訟のように考えているのではないかと考えられる。次に、③の会社取締役共同被告説は、会社取締役間に存在する委任関係の終了をめざすものが解任の訴えの本質であるのだから、委任関係の当事者を被告とするのは当然だとする考え方にたつものである。その根拠として、短期貸借の解除(民三九)や、婚姻の無効取消の第三者による訴訟(入訴二)等を

援用する点から考えて、条文(前三五七条)自体が、他人間の権利関係を干渉する法律上の権能を与えていると考えているとも判断しうるのであるが、むしろ、①と同様に、少数株主の議決権を、裁判所という公正さの担保されているとみなされている場所で、会社と取締役の両者に対して、訴えを提起することで行使すると考えているのではないかとと思われる。

いづれにせよ、以上の三つの実体法学者サイドの考え方に共通するのは、訴訟以前の当事者の私的な法適用による権利の仮象を、裁判によって実在化してゆくのだという考え方(株字一「実法」一五七頁に)に似て、訴訟主体をさがした道具概念として、想定されうる実体権の仮象を使用するという点で、極めて特徴的なのではないかと考えられる。

確かに、実効的な紛争の解決は、権利義務の仮象とはいえその帰属主体間で争われる形式であるなら、最も確実に達成されうると考えられる。なぜなら、その時、彼ら権利義務の仮象の帰属主体は、自らの利害に直接結びついた紛争を、直接自らの手を下して争うことが保障されるからである。従って、右の発想は、通常の法的常識に適用するものであるが、この発想を取締役解任の訴の被告適格者を決定するのに使用するに際し、前記諸学説の論者は次の如く、推論していったのではなからうか。

まず、少数株主たる原告(これは文言上)と、想定さるべき被告との間に、実体上の権利関係あるいは形成権の存在を、解釈によるという名目で、導出する。そしてその導出した実体権・形成

権をこんどは逆に、被告であるべき者を決定するために道具として使用し、最も権利のすわりのいい相手を被告としてさがしだして、決定する、という思考過程である。

以上述べた思考過程をもって、前記諸学説を特徴づけるものと考えようとすれば、仮象たる実体上の権利関係をさがしだすことに腐心する、その実体関係に執着する態度こそ批判の対象とされなければならないであろう。なぜなら、取締役解任の訴えが提起される紛争状況は、背後に訴訟当事者がどのような実体権を背負っているかということの探求によって、よく解決されるとは考えられないからである。立法の文言上、原告及び被告が法定されている訴訟(例えば、民法七四四條、七七四條等、商法一〇四條、一三六條等)においては、立法者は、訴えの提起される当事者間の実体関係に着目するのではなく、紛争の解決は一体どのような者との間で行なわれれば効果的に解決されることとなるのかという観点から検討を行ない、最終的に特定の当事者を決定するポリシーを選択すると考えられる。このことは形成の訴えにおいて最もよく妥当する(新註・民訴一)。(九八頁以下)しかし、同様に形成の訴えと考えられている、取締役解任の訴えや株主総会決議取消の訴えにおいては、被告が文言上法定されていない。従って、これらの訴えにおいて、被告は誰かという解釈作業は、紛争が誰と誰との者で、訴訟上の攻防が行なわれれば実効的に解決されるかという、立法作業にも似たポリシーの選択という形で行なわれざるを得ぬであろう。その時、この

訴えを形成の訴えと構成して、判決の効力を訴訟当事者以外の第三者(会社債権者や、他の株主、他の取締役等)にも及ぼすテクニックを採用すべきかどうかは、これも明文なき以上、その第三者の手続的保障という見地から吟味を要する解釈上の問題であると考えられる。

四、そこで、実体法上の権利関係の詮索から離れて、本件事案を生る紛争類型として、どのように位置づけるべきかを考えてみる。本件のような法人の内部紛争の類型は、次の五つに分類できよう(福本有利「法人の内部紛争の当事者適格」一節。(実務民事訴訟講座(三)三四頁の分類による))。

①法人の内部意思決定(決議)の有無、効力、取消の可否等に関する争い。

②ある者が、取締役、理事、評議員、監査役等、法人の機関の担い手であるか否か、あるいはその者を解任できるか等についての争い。

③ある者が法人の構成員か否か、またどれだけの持分を有するかについての争い。

④法人の特定の行為を差止めようかについての争い。

⑤その他、法人とその構成員ないしは機関との間の具体的な権利義務(たとえば、報酬、請求権、損害賠償請求権、出資履行請求権、配当請求権)の存在についての争い。

本件事案は、このうち②に該当するもので、実質的には、法人の経営権の帰すうをめぐる争いであって、同種の紛争は、最(三小)判昭和四三・一二・二四(裁判集九三巻八五九)や、最(一小)判昭和四四・七・一〇(民集二三巻八)にみられる。前者の判決

は、宗教法人の主管者の地位にあることの確認の訴えに対するものであり、後者の判決は、宗教法人の代表役員・責任役員の地位にあることの確認の訴えに対するものであり、法人の経営権をめぐって理事者の内部に分裂があり、相互に支配権を争うという紛争パターンであって、背後の紛争類型は、本件事案と類似していると思われる。これら二つの最高裁判決は、法人の内部紛争の前記②の類型を、被告適格者は誰か、および、判決効の拡張はどのようなとき妥当するか、という見地から、解決しようとしている点でユニークであり、本件事案の解決にあたって、参考に値する。

まず、四三年最判は次のように述べる。

「法人を当事者とすることなく、当該法人の代表者たる地位の確認を求める訴を提起することは、たとえ請求を認容する判決が得られても、その効力が当該法人に及ばず、同法人との間では何人も右判決に反する法律関係を主張することを妨げられないから、右代表者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決する手段として有効適切な方法とは認められない。それゆえ、かかる訴は、即時確定の利益を欠き、不適法な訴として却下されるべきものといわなければならない。」と。

この判決は、被告として法人をもってこなければならぬ理由づけとして、法人をも拘束すべき判決による紛争解決の必要性を挙げ、そのような判決は、法人が被告の訴えでしか得られないと述べる点に特色がある。

次に、四四年最判は次のように述べる。

「法人の理事者が、当該法人を相手方として、理事者たる地位の確認を請求する場合にあっては、その請求を認容する確定判決により、その者が当該法人との間においてその執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるのであるから、事柄の性質上、何人も右権利関係の存在を認めるべきものであり、したがって、右判決は、対世的効力を有するものといわなければならない。それ故に、法人の理事者がこの種の訴えを提起する場合には、当該法人を相手方とすることにより、はじめて右理事者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決することができることとなる。」と。

この判決も、四三年最判と同様に、当の法人を相手方として はじめて、判決効が拡張され、紛争が根本的に解決すると述べている。しかし、本件事案をも含めて、法人を被告にすることによってのみ、この類型の法人内部の紛争は、根本的に解決されるもののだろうか。例えば、別の紛争解決のルート、理事者を被告として、その受けた判決を法人についても効力の及ぶものとするやり方では、なぜ紛争を根本的に解決しえないのだろうか。上記両判決は、理事者のうけた判決は、法人に効力を及ぼさないとする点は、自明の前提としているようだが、これは正当なのだろうか。仮に、法人を被告とする立場に立つとしても、法人の理事者内部の分裂があつて経営権の争奪がなされている本件事案の如き類型では、解任の対象とされている取締

役が、被告法人側の代表者となることが多いであろうから、法人を被告とするといっても実質上は、取締役を被告とするのと同じではないのだろうか。上記最判には、直ちに以上のような疑問がうかぶ。

このことを考えるには、内部紛争における法人は、どのように位置づけられるのか、ということをも、社団性の原点にまでさかのぼって考えてみなければならぬ。法人の法主体性、つまり、社団、とは、内部紛争ではどうとらえられるべきなのだろうか。

五、法人は、法技術的には、権利・義務の帰属主体として、単一的統一体として法の世界に出現するのであるが、これは、法人外の取引の相手方（又は、事故の相手方）に対する法律関係処理のために認められた法技術である。では、法人の内部者相互における紛争においては、積極的意味づけをもって法人を考えることができるのだろうか。むしろ、内部者相互では、対外的には、統一的法主体としての意味をもつ法人格は、解体して個人法上の紛争と同じ状態となるのではないか。以上の疑問を抱きつつ、取締役解任の訴えについて、法人格の位置づけを検討してみよう。

解任の訴は、商法二五七条の構造から考えて、実質的には、会社あるいは株主総会が取締役の解任を否決したことを判決を通じて修正しようとするものだと考えうることは、上述の通りである。つまり、不正行為をなした取締役の解任を否決すると

いう、比喩的にいえば、内容に瑕疵のある決議の取消・変更を、解任の訴えによって請求するものと考えうる（六四頁以下がこれを述べる）。この考え方を発展させると、解任の訴えの被告は、会社ということになる。なぜなら、解任の訴は、究極的には株主総会の株主総会の決議を攻撃するのだから、その相手方は、株主総会であるべきはずなのだが、総会自体は、独立して被告となるべき資格のない機関にすぎないから会社が形式的当事者となる（六四頁、六五頁）からである。あるいは、決議は、総会における社の意思表示であるから、その意思表示の主体に対してのみ、その意思表示の修正・変更の要求は主張しうるはずである（（大泉三卷一〇八五頁））と理由づけることも可能になってくる。

しかしながら、解任の訴の原告たる少数株主は、まず、総会において解任の決議に参加したが敗れたものであって、いわば、会社の意思表示形成に参加しつつも目的を達成しえなかった者である。この者に対しては、形成過程自体の構成員であるので、単なる第三者に対する会社の意思表示と同価値のものとして総会決議があると論ずるのは、生の紛争の実態を無視した議論なのではなからうか。特に、小規模の閣鎖会社では、取締役は同時に、支配的株主であることが多く、取締役解任決議は、会社の取締役への意思表示であると単純に割り切れない実態をもつことが多い。経営権を得た側が会社の外被をまとうるにすぎないのであり、争奪の過程では、会社は、内部者にとっでは何の意味もないのではないか。この点について、谷口安平

教授は次のように法人性を考察し位置づけられる(ジュリスト・五〇商五七巻二号二七五頁、以下の引用)。
分五七巻二号二七五頁以下の抜粋。

「…会社の意思表示ということが問題となるのは、会社と外部者との関係においてであって、決議はただ内部的な株主集団の意思決定にすぎず外部的に意味のあるものではない。この意思決定を変更、撤回できるのはそれを行なった株主自身であって、これについて「会社」が何かできるわけではない。その決議の効力に問題があるなら株主の内部で結着をつければよい性質のもので、「外向きの顔」にすぎない「会社」がかわる必要は全くない。もともと「会社」そのものは決議の過程に何ら発言権をもっているわけではないから、その効力に関する争いにも何らの利害関係をもっていない。換言すれば、決議の効力をめぐる紛争は外部からみれば会社というコップの中の嵐であって、会社自身はその紛争の主体となっているわけではないのである。その紛争の実質からみれば、この紛争の主体は決議を有効と主張する株主および理事者と、無効と主張する株主および理事者であり、これを訴訟で解決しようというのならこの両派が原・被告に分かれて争うのが筋が通っている。紛争の主体でもない者にその紛争解決のための訴訟における当事者適格を与えることは全く意味がなない。

この主張は、株主総会決議取消の訴の被告を会社としている判例・通説(裁判三三頁・一・二四四頁(五巻二〇)に対して述べられたものであるが、同時に、取締役解任の訴えにおける会社の位置につ

いてもあてはまる考え方であると思われる。

紛争の禍中にある当事者相互こそが当事者たるべきであって、彼らを当事者として紛争を解決すれば、結果について画一的取扱いの要請される社団関係において、判決効を拡張する扱いをしても、その扱いは、正当化されるであろう。なぜなら、彼らは、利害関係の最も濃い、いわば、利害関係のチャンピオンであって、他の者が、その争いの結果に服するとしても不当に他の者が手続上その紛争をむしろ返して争うという保障を奪ったとは評価しえないからである。本件では、当の取締役を被告とすべきであろう。

しかし、紛争の実質的主体が関与する場合には、判決の第三者効(他の株主や会社債権者をも含めた者に対しての、広義の判決の拘束力)が、常に肯定されるとは、私は考えない。社団関係は確かに多数の利害関係人の関与があり、画一的取扱いの必要な場面ではあるものの、社団の紛争にも種々のものがあり、当事者間のみで十分抜本的たりうる場合もあろうからである(参照同旨、井上治典・判タ二九)。社団関係は、身分関係程に、絶対的な取扱いの要請は、強くないのではなからうか。

更に、紛争の実質的主体を争わせると考えても、その判断基準をどうするかもむづかしい問題である。取締役解任の訴の判決効の第三者への拡張が結びついているときは、なれ合い訴訟の危険性を無視できない。

判決効については、むしろ、社団関係の画一的決定の要請を

判例研究

捨て去り、例えば、係争物の所有権確認の訴えと同じく、第三者への拡張を否定し、全く個人的に解決するものひとつの妥当な方向かもしれない（この立場を承認するものとして、（上原・法臨九一巻四号七〇九頁））。この点は、将来の研究にまちたいと考える。

（坂本正光）